18世紀後半ベンガル農業社会の貨幣化と農村市場に関する一試論

谷口晉吉

はじめに

本稿は，ベンガル地方が英国植民地支配下に入った初期の段階における，この地方の農業社会の貨幣化，貨幣循環，そして，農村市場構造に関する試論である．全くの理論的な考察ではないにしても，全ての言説を逐一厳密に史料的に裏付けるという意味での実証研究でもない．丁度その中間を行くような性格をもったやや論争的な小論といえよう．筆者は，今までこの時期のベンガル地方について一連の社会経済的な研究を発表してきたが，それら殆どは，地域をベンガル北部に絞ったものであった．しかし，本稿では対象地域をベンガル全域に拡大している．

簡単に研究史を振り返るなら，農村の内部構造にまで言及しつつ農村市場，商業化を究明しようという点で本稿に近い視角からの研究としては，ラジャッタ・ダッタ（Rajat Datta）の最近の論文が挙げられる[1]．しかし，本稿執筆の一つの意図は，ダッタの論点の幾つかに対して批判を行う事にある．ほぼ同様の史料に依拠するにも関わらずダッタと筆者との間に大きな見解の相違が生じているからである．その理由を考えてみると，両者のベンガル農業社会の基本構造の捉え方に岐路があるように思える．そこで，本稿では，ベンガル農業社会構造に対する筆者の理解を基礎に据えて（第1，2節），そこから貨幣経済の発達の程度，市場構造や貨幣循環構造の特徴など（第3，4節）を論じる事にした．本稿はベンガル域内の商業・市場構造の解明に重点を置き，英国東インド会社や民間商人による対外貿易に関わる諸問題は考

察の外にある事を断っておきたい．更に，第2，第3節のテーマの一部は旧稿[2)]と重複しており，旧稿で用いたいくつかの史料を本稿でも利用せざるを得なかった事も予めお断りしておきたい．とはいえ，第2節では，旧稿にはなかった視角を導入しており，又，第3節では，旧稿作成時には利用できなかった多くの一次史料を新たに発掘し，対象範囲やテーマにおいても，旧稿を拡大深化させている．

なお，本稿は1995年12月に西ベンガル州カルカッタ市ラビンドラ・ヴァラティ大学で開かれた第56回インド歴史会議（The Indian History Congress）における発表論文を大幅に書き直したものである．

I　ザミンダールの所領経営と強制された貨幣化

英国支配最初期ベンガルのザミンダール領の財政構造を見ると，最大の支出項目は政府への地租（land revenue）支払いであり，筆者が研究した北部のいくつかの所領では，これが粗収入の約70%に達していた．これは，銀正貨（Sicca Rupee）で支払われなくてはならない．第2の項目は，所領支配機構の人員の報酬であり，粗収入の15%ぐらいを占めた．これには，貨幣による支出と土地（Chakran Jami：奉公地）による支出とがある．第3の項目は，宗教施設の維持，僧侶の扶養，その他の慈善的支出であり，粗収入の8〜9%であった．これも，貨幣施与（Britti）と土地の施与（Debottar Jami, Brahmattar Jami, Piran Jami 等）からなった．第4の支出は，ザミンダール家の当主および一族の家計支出であり，6〜7%ほどであった．これも，貨幣支出と土地の賜与とからなった．

ザミンダールの粗収入から政府地租を除いた部分についてみれば，第2，第3の支出項目は実にその8割弱を占める．英国植民地支配の最初期には，これら第2，第3の支出における給地の比重が非常に大きかった．土地に対して人口がなお少なかった当時にあっては，未耕地を地代免除（Be Jamai）又は低率の地代（Jamai）で給する事は，ザミンダールにとって経済合理的な選択であった．ディナジプル領の例を取れば，ザミンダールは全耕地の約

9% に相当する244,545ビガ (1ビガは0.33エーカー) の奉公地を与え, 16,971名もの奉公人を雇っていた. これは, 全奉公人の91% にも達する.

1770年代初頭から始まる会社政府のザミンダール領経営への介入により奉公人が削減された事に伴い, 奉公地の接収 (resumption：非公租地から公租地への転換) が開始された. 1793年以降はそれが徹底され, 宗教・慈善目的の施与地以外は原則的に奉公地 (Chakran Jami) は認められなくなり, 多くの奉公人が給地を失った. そして, ザミンダールの召使いは基本的には貨幣給となった[3]. こうして職を失った人々の大半はザミンダールの所領支配, 特に, 村落支配のための人員 (村警護兵, 警察官, 下級徴税吏等) であった. その他にも, 奉公地を得て, ザミンダールに一般的或いは特殊なサービスを提供する人々がいた. 彼らの多くは, インドのカースト制度の中で位置づけられる世襲職人・専門家であったが, ベンガル地方では, 村落に雇われるというよりむしろザミンダールの家産経済に包摂されていた. このような奉公人の給地が接収された事により, 世襲的技能者・技術者の多くはザミンダールの雇用を離れ, 四散した. ザミンダールは, こうして, 貨幣により彼らのサービスを買う事を余儀なくされた. 勿論これは単純化された議論であって, 実際には, 必要最低限の警護兵, 職人, 特殊技能保持者の奉公地は, ザミンダールが自己の財政負担において維持した. その場合には, 彼らに与えた給地の地租は, ザミンダールが払わざるを得なかったのであり, この場合でも彼らの雇用が間接的にではあれ貨幣化されたのである.

この変化はザミンダールの所領支配の弛緩を招き, その間隙を縫って富農層が農村部で成長し, ザミンダールの領地を隠田等の形で蚕食する事を許した. この事態は18世紀末まで続き, 多くの旧来のザミンダールが財政難に陥った. この困難の時期に, 旧ザミンダールの多くは地租滞納により所領が公競売される事を阻止すべく, 商人金貸し (Mahajan) から高利の借金を重ね, 担保として所領の一部を失うという結果を招いた. こうして, ザミンダールが所領の一部について経営権を債権者に奪われるという事態が進行したのである. これは, 結局, 更に多くの所領の実質上の切り売りを招き, 最

終的には，所領は公的競売にかけられた．植民地支配に密着する事によって致富した商人や会社政府現地役人などが，この競売を通して地所を非常に安価に獲得し，新たな植民地型ザミンダールとして台頭した[4]．

こうして植民地支配初期に強行されたザミンダールの所領経営の「貨幣化」は，旧来のザミンダールの没落と，植民地型ザミンダールの形成を促進し，領主的存在であったザミンダールは非軍事化され地主的存在へと変容していった．

II 農家家計と商品経済

当時のベンガルの農家経営を示す史料は非常に少ないのだが，入手しうる情報を最大限に活用して，農家家計と商品経済の関わりを考察しておきたい．

まず，注意しなくてはならないのは，当時のベンガル農民は均質な存在ではなかった事である．先述の筆者とダッタとの見解の対立はこの点を承認するか否かにかかっているといって過言ではない．この点に関して，既に別稿において詳細な検討を行っているので再説は避けるが[5]，本稿は当時のベンガル農民層は，北部ベンガルだけでなくほぼ全域で階層化していた，あるいは，ベンガルのほぼ全域で比較的少数の富農と多数の貧農の存在が確認できるという認識を前提とする．

上の基本認識にたって，ベンガル農民を富農，自立小農，過小農の3カテゴリーに分けると，三階層間には農業経営のあり方，純収益，商品経済との関わり方などにおいて，明確な違いが存在した事が明らかになる[6]．ここで概念化された自立小農とは，必要な元手（Punji）―1組（2頭）の役牛，1台の犂，そして，生存基金（種籾，資金，その他）―を持ち，土地をザミンダールから直接に借地して家族労働で耕作する，自立した存在である．これに対して，富農は，自立小農と比べ更に潤沢な元手を持ち，自家労働及び雇用労働者（永雇と一時雇い）による直接耕作地に加えて，かなりの土地をザミンダールから請負い，小作人に耕作させている存在である．過小農は，自立小農として生産を続けられるほどの元手を持たず，ザミンダールから直接

に借地する小地片に加えて，富農の経営下の土地を又小作する存在である．ここに提示された三階層の分布状況の地域的偏差が小さくない事は予想されるにしても，ほぼベンガル全域で富農の存在が観察される[7]．筆者が，詳細な研究を行ったベンガル北部では，かなり厚い富農層と，過半に近い過小農の存在が確認されている．

自立小農の経営形態を示す史料は極めて少ないが，ベンガル北部に関するハリントン報告の事例は，自立小農の上層部分の農作物構成を示すと考えてよい．ここから，自立小農の経営に関して幾つかの興味深い情報を導き出せる．結果だけを示すと，16地方ビガ（約9.5エーカー）の保有地に対して作付強度は131であり，その内訳は，冬米8ビガ，夏米六ビガ，各種豆類5ビガ，芥子油菜（マスタード）2ビガであった．このサイズの農民であれば，上記の作物に加えて，ベテルの実，桑，綿花，タバコなどを少量ずつ主に自給用に生産していた．更に，この地方では，女性が綿やジュート，生糸から布を織り，染色して衣類を自給していた．この小農場の粗生産額は40.4ルピー，生産費と農具の減耗分を控除し，更に，地代・諸課徴，家族の米の年間消費分（労働コストと考えてよいだろう）を差し引くと，10ルピー前後が純利益となる．なお，この推計では，米売却代金の六割弱は地代・諸課徴の支払いに当てられた事になる．こうして，この事例では，不意の支出が生じたにしても，若干の蓄積は可能であったろう．ただし，これは，自立小農の上層部分の事例であり，経営規模がこの半分ほどであったと推定される自立小農の下層部分にあっては，蓄積を行う事は殆ど不可能であったろう．

富農経営には，色々なタイプがある．砂糖キビ特産地，稲単作地帯あるいは2毛作地帯，大都市近郊，綿織物地帯や絹織物地帯，新田地帯（シュンダルバン，チッタゴン，ドアール等）ではそれぞれ特徴的な富農経営が展開していたと推測される．しかし，ここでは，最も通常のケースである，稲作地帯の富農を念頭に置く．彼らは，自家労働で耕作できる以上の保有地をザミンダールから借地し，その内の手余り部分を又小作に出した．又小作の地代形態は，現物（折半刈分）地代が多いが，貨幣による場合もあった．前者は

アディと呼ばれ，後者はコライトと呼ばれた．こうして，富農は，手作り部分からの生産物と又小作人からの現物地代の両方を得たから，大量の市場化しうる作物を手中にしていた．例えば，ビルブーム県のある富農は，54ビガの土地を保有し，300マンもの米を倉庫に蓄えていたし，ブルニア県のある富農は，急速に720ビガにも保有地を拡大させ，その内，640ビガを又小作人に耕させていた．当然に，後者は1,000マンを遥かに超える米を備蓄し，随時，市場化していたであろう．ベンガル北部の4村では，農家数にして20％強の富農層が村内の土地の60〜76％を保有していた事をつけ加えておこう．

過小農は，十分な元手を持たず，端境期には消費ローン，耕作期には生産ローンを借入しなくてはならなかった．この様なローンを必要に応じて臨機応変に供給できるのは，近隣に住む富農であった．こうして，彼らは，富農の又小作人となり，富農経営に包摂された従属的な経営体という立場を甘受せざる得なかったのである．当然の事だが，この様な層は，自給部分を除く作物の殆どをザミンダールへの地代と富農への又小作地代として吸収され尽くし，余剰作物を市場化して利潤を獲得する余裕はなかったといってよい．

III　農村市場構造と地方商人層

よく知られている事だが，ベンガル地方の農村市場地（market-place）は3つのタイプに分類される．ハタ（Hat）は村の週市で，「そこで売られる品物は，主に，生活必需品に限られており」[8]，専ら小売りのみが行われた．バジャル（Bazar）は農村部の常設市で，店舗（Dokan）があり，小売りと卸売りがなされる．そして，ガンジ（Ganj）は，河川沿いにあり域外市場と農村内部市場をつなぐ広域商人や卸売商人が倉庫（Gola）と支店を構える場所で，卸売りが行われた．ただし，バジャルでは，しばしば，ハタが開かれたし，ガンジでも，ハタやバジャルが開かれる事が多かった．

どのぐらいの密度で，これらの市場地が存在していたのか．北部ラングプル県には，1791年に393ハタがあり，3,480軒の家があったと報告されてお

り，1808年の調査時には，ガンジとバジャルが合わせて70カ所，その他に，450カ所のハタがあった[9]．西隣のディナジプル県では，1790年の調査は，34ガンジ，31バジャル，265ハタ，そして，46グジャル（Guzar：渡し場の料金所）があったと述べ，それから17年後のブキャナンのディナジプル報告は，72ガンジ，56バジャル，244ハタという数字を挙げている[10]．西部のビシュヌプルのザミンダール領には，1774年に，3ガンジ，30バジャル，93関所（Choki）が設けられていたし，1793年の別の史料は「そこには，注意すべきほどの規模のものは，僅か4〜5カ所のバジャルと3〜4カ所のガンジがあるだけで，その他は小さなものである」と記している[11]．その北隣のビルブームのザミンダール領でも，1793年の史料は，「商業用産品が集荷され，移出のために荷造りされる倉庫と呼びうる場所は5カ所を超えないし，そこで店舗を持つ人々を店主と呼び得るような大きく重要なバジャルは……6カ所を超えない．その他は，小さく，何の重要性もない．これら数カ所における移出入商業（Trade）を除けば，商い（Commerce）はたくさんのハタで行われている」，と記述し，1790年の史料によれば，「ハタやバジャルの数は70ほどである」，とされている[12]．ビシュヌプルとビルブームに挟まれる豊かな穀倉地帯ブルドワン県からの報告も，「ガンジ，バジャル，ハタは過剰なほどに数多い」とする一方で，ガンジとみなしうる市場地は18カ所ほどしかないとされている[13]．中北部に位置する広大なラージシャヒ県に関する史料は，バジャルとハタは831カ所に及ぶ，と述べている[14]．

以上を要するに，18世紀後半のベンガルでは域外との物資の移出入港たるガンジの数は非常に限られており，その他に，比較的少数の小売りと卸売りの行われる常設のバジャルがあったが，大多数の農村市場地はハタと呼ばれる小売りだけが行われる週市であった．

この様な構造と分布を示す農村市場で活動する商人は，2種類に大別されよう．

1つは，中央都市（Calcutta, Murshidabad, Dacca, Patnaが主なもの）に本拠を置く広域商人の各県の支店である．支店には，手代（Gomastah）

がおり，零細行商人（Pheri）や地方商人（Byapari），生産者らが持ち込む商品を現金で買い付けたり，幾層かの代理人（Paikar）や仲買人（Dalal）に前渡金を与えて，生産者から市場を通さずに直接に買い付けた[15]．彼らは，移出業者としては，外部市場において商業価値のある商品（特産品）を扱うから，その様な特産品のある地域に集中する事になり，その分布には偏りがあり，最近の研究が主張するように県内にあまねく遍在する訳[16]ではない．

他方，移入業者としては，ガンジの倉庫において県内の中小の地方商人に卸売りをすればよく，個々の農民にまでその販売網を広げ，彼らに消費者ローンを与えたとは考え難い．

もう1つのタイプはバジャル，ハタを拠点にして農村内部に入り込み，商業活動を行い，広域商人の代理人や仲買人になる事もあるにせよ，域内市場を出る事のない在地の商人（ビャパリ）である．

地方商人が活動の場としたバジャル，ハタは，どのような構造を持ちどのような機能を果たしていたのか．農村市場地に関しては19世紀初頭北部ベンガルに関する次の貴重な観察がある．ブキャナンは，「ハタでは1週間に1〜2回，近隣の売りたい，又は，買いたいと望む者が集まり小売りにより品物を捌く．農民は彼の土地の産物を，職人は仕事場の製品を，そして，漁師は彼の罠の獲物を持ち寄った．数多くの小商人も集まり，移出用の商品を買い上げ，移入された商品を売った．……これら全ての店主の商いの大半は，総額の非常に小さな移入品の販売ではなく，県内で栽培され，あるいは，製造された物の販売にあった，」と述べているのである[17]．これは，大都市近郊や特別な特産地帯を除けば，平均的なベンガル農村市場の特徴を捉えていると判断される．

この様に，県内にくまなく分布した農村市場地は，基本的には域内の生産者達が自己の余剰生産物を持ち込み，生産者同士で，あるいは，商人を介して，日常生活と生産に必要とされる物資（その大半は，域内で生産された物）を交換する場であった．だからこそ，ラングプル県のカジールハタ領の数カ村の農民が集まって相談し，雨期に必需品を交換しやすいようにとある

地点にバジャルを新設した時，その地のザミンダールが「市場地は農民達が自分達の便宜のために新たに開いた」[18]と述べ，これを受け入れたのである．ところで，市場地での交換は，少額貨幣（Kauri：貝貨）をもって行われた．買い手は，市場に着くと手持ちのルピーや米などを貝貨に両替し手数料(Choppa）を払った．この両替商は，貝貨の売上げ額に対してザミンダールに一定の代価を払ったので，買い手は，貝貨に両替する事で間接的にザミンダールに違法とされた市場料を払う事になった．又，市場地に品物を並べる店主も，土地を提供するザミンダールに場所代（Chandina）を払った．こうして，ザミンダールにとっても，市場地を整備し，多くの人々が売買に集まる事は，望ましい事であったのである．

さて，こうした農村小市場地には，どの様な商人が集まったのであろうか．1793年から始まる警察税（Police Tax）の導入過程で各県の収税官や判事がカルカッタの総督審議会，地租局等と交わした大量の行政文書の中に当時としては最もまとまった地方商人に関する報告を見いだす事が出来る．又，ブキャナン報告の中にも，例によって，示唆に富む言及がある．これらの史料を用いて農村商人の姿をやや詳しく再現してみたい．

まず，農村商人の人数，規模，種類などについて見よう．ランジャン・グプタはその著書の中で，ビルブーム県の商人構成に関する史料を紹介している．それによれば，同県の警察税の課税対象者（商業で生計を立てる者は殆ど全員これに該当する）は5,572名おり，その内，第1種（外部商人）は66名（1%），第2種（年間取引額1,000ルピー以上の在地商人）は10名(0.2%)，第3種（年間取引額が100ルピー以上1,000ルピー未満）は815名(15%)，そして，第4種（年間取引額が100ルピー未満の商人，店主）は4,681名（84%）であった．東部ベンガルのティッペラ県に関して，非常に詳しい警察税負担者の統計表が残されている．それによれば，この県の該当者は10,642名であり，その職業は次の7つに大別されている．卸売商（Gol-adar)，地方商人（Byapari)，衣服商（Kaporiah)，両替商（Podar)，万商（Mudi：米，豆類，食用油，ギー，砂糖，粗糖，タバコなどの小売商)，

表：ティッペラ県における警察税課税者の種別，規模別分布(1795年)

商人種別	人数	階級 I	平均税額	階級 II	平均税額	階級 III	平均税額	階級 IV	平均税額	零細層比率
	(人)	(%)	(ルピー)	(%)	(ルピー)	(%)	(ルピー)	(%)	(ルピー)	(1ルピー未満，%)
卸売商	451	12.4	14.9	11.5	10.9	27.7	7.4	48.3	3	0.2
地方商人	874	6.1	9.5	8.4	5.4	16.2	3.2	69.3	1.5	5
衣服商	642	0.9	6.1	1.7	5.1	8.1	2.5	89.3	0.7	77
両替商	607	7.4	5.1	10.5	4 5	23.9	2.8	58.2	1.1	13
万商	890	6.7	4.2	9.8	2.7	25.4	1.7	58.1	0.8	50
店主	4887	5	3.2	4.6	2	17.7	1.4	71.3	0.7	71
雑地方商人	2291	4.9	3.3	4.3	2	13.8	1.4	77	0.7	76
合計	10642									

（注）1）出典は，*BR-Po*, 28th April 1795, No. 10.
2）平均税額は，県内66郡中，規模が大きく，全ての種別の商人がいる5郡の平均値である．

店主（Dokandar），雑地方商人（Bazi Byapari）．別表に明らかな様に，各種別が税額の多寡により4階級に分類されている．どの種別を見ても最下層の第4階級が非常に高い割合を占めており，全体的に，小商人が優越する状況が理解されるが，その中では卸売商は，各階級の平均税額が顕著に高く設定されており，平均税額10ルピー以上層が全体の4分の1に近い事が確認される．次いで，地方商人と両替商が平均税額と第1，第2階級にしめる比率の両指標において高い位置を占めている．他方，衣服商，店主，雑地方商人は，極めて零細な商人と判断される平均税額1ルピー未満層が71%，76%，77%と7割を超えている．万商は，比較的中位規模層が厚いと言えよう．

農村商人の規模別分布について，彼らの年間取引額あるいは商業資金（annual dealings or trading capital）に関する数値を検討しよう．ビルブーム県では，上記4種の商人の年間平均取引額がそれぞれ1,418ルピー，3,390ルピー，223ルピー，24ルピーと推計されており，県全体の年間取引額は423,938ルピー，平均1商人当たりでは76ルピーとなる．この県では，在地の卸売商人が外部商人を上回る商業活動を行っている事が注目される．

又，外部，在地の卸売商人（人数では，合わせても僅か1.2%）が，県内商取引額の30%を扱っている事も重要である．中部のナディア県では，警察税課税者は19,959名で，総取引額は931,265ルピーと推計されている．1人平均47ルピーとなる．ナディアに南接するジョショール県では，1796年にこの税の評価官（Assessor）によって警察税課税者は19,922名，商業資金は379,931ルピーと見積もられている．しかし，前年に同県各地に送られた調査官（Amin）は，それを891,507ルピーと報告している．前者であれば平均商業資金は19ルピー，後者であれば45ルピーとなる．これらの入手し得たデータから，大づかみに言えば，ベンガルの農村商人は平均して1カ月に4ルピーほどの取引を行っていた言えよう．勿論，これらの数値には，ジョショール県の場合に明らかなように，大きな誤差を許さねばならない．先述の農村商人の分布状況を合わせ考えるなら，18世紀後半ベンガルの農村商人の圧倒的な部分は極めて零細であり，ビルブーム県の数値を採用して，その商い額は1カ月に精々2ルピー程度であったと結論してよいだろう．これは，マイマンシン県判事の次のような観察ともよく一致する結果である．「ハタ，バジャル，ガンジの殆ど全ての住人はとるに足らない商人である」[19]……「多くのハタに存在する店すなわち定住商人の数は全く僅かであり，……，店が多数あるようなハタであっても，商人達は無惨なほどに貧しい．」[20]

上記の分析に明らかなように，農村商人には，ハタを拠点とする零細な小売商人とガンジを拠点とする商品の移出入を専門とする卸売商人の両極が存したが，筆者は，むしろ，その両者をつなぐ中間商人に注目したい．彼らは，先のティッペラ県の事例では上位，中位の地方商人や中位，下位の卸売商，上位の万商，上位の店主などがこれに相当し，ビルブーム県の事例では商人総数の15%ほどを占め，県内総取引額の実に43%を支配している．彼らは，小売りと卸売りの両方を兼ね，域内起源の商品と共に，域外からの商品も扱い，更に，広域商人の県内産品の集荷にも決定的な役割を果たしていたと思われるのである．この層の重要性については，次節でもう一度触れたい．

なお，上記の警察税関係の数値には，英国東インド会社傘下の商館を中心とする巨額の会社投資にまつわる商人群は入っていない．彼らは，これを免除されたからである．又，小生産者が余剰生産物を直接に最終消費者に売却する場合にも警察税を免除されたから，この様な極めて零細かつ多数の商行為も捕捉されていない事を付記しておく．

さて，以上の検討により，農村商人の種類，規模分布，機能についてかなり具体的なイメージが得られたのであるが，最後に，農村市場において，農民が果たした役割を検討したい．このなかば自明とも思われる点についても，最近の研究は否定的であるが，その理解は正当であろうか．筆者の見解を述べておきたい．

最近の研究の根拠となっているのは，例えば，ベンガルの穀倉地帯の一つディナジプル県収税官の「当県のカリーフ作（ここでは，アマンと呼ばれる冬米）の主要部分は常にシーズン始めに穀物商人によって前渡金で買い付けられている．彼ら，そして手代達は，ベンガル各地に住み，雨期の降雨と共に（穀物を）移出」するという1788年の報告[21]である．ディナジプル県に関する同様な記述は，もっと，挙げる事が出来る．例えば，同県収税官は，ムルシダバードとカルカッタの商人達は，彼らの買い付けた米を県内の商業センターであるラージガンジ，ゴグダンガ，チャムパトゥリの彼らの倉庫に保管しており，雨期に入り河川交通が可能になるや，外部市場に搬出すると述べている．ムルシダバード商人達の退蔵米はラージガンジだけで5万マンにのぼるという報告もある[22]．ブキャナンもこの県の穀物商人は，手代（ゴマスタ），地方商人（ビャパリ），代理人（パイカル），行商人（Pheriwala）等のネットワークを通して，広範に前渡金を配り，米を買い付けたと記述している[23]．マイマンシン県判事も「当県の商業の最大部分は，通年航行可能な河川輸送のために，ダッカ商人によって独占されている．彼らは，1年のいくつかの時期に，巡回する手代を通して，農民に穀物と引き替えに前渡しを与え……」[24]と述べている．同様の証言は，会社行政文書の中にさらに多数見いだす事が出来るであろう．だが，筆者は，この様な記述は，事の一面

をのみ伝えるに過ぎないと考える.

ブルドワン県ラージハティの農民は，1774年に会社政府に提出した訴状の中で次のように述べている.「この村に長く住み，ディワンガンジやゴピガンジなどで下記の商品を商ってきました. 我々は，(市場地で) 慣行的な料金とチョッパ (銀貨を貝貨に両替するとき払う手数料) を払っております. ……(扱う商品は) 穀物，油性種子，原綿，布，糸，鉄，タバコ，ベテルの実と葉，香辛料，粗糖，銅，真鍮 (です).」[25]同様に，同県カンチナガルの農民は，「セリムプル (Sellempore：ムルシダバードのパンチトラ関税事務所の管下の関所) を通って商品を運んでいる.」この農民達を関所役人 (Darogha) は，「去勢牛で荷を運ぶ……カンチナガルの穀物行商人 (Grain Parries)」と呼んでいた[28]. ラージシャヒ県ゴパールプルの農民達は，「長くからの慣行によりムイルガンジに米，穀物，タバコ，ベテルの実を運び売っている.」[27]こうして，農民が穀物を含む商業活動に従事した事は，疑い得ない. 農民の穀物取引への関与は，より構造的な側面をも有した. ラングプル県収税官の「信用あるボスニアすなわち頭百姓 (Head Ryotts) に前渡しを与え，会社の倉庫に穀物を運び込ませる事を強く推します.」[28]という1794年の報告は，富農が穀物の高い集荷能力を持つ事を示している. 隣のディナジプル県の収税官は，同じ年に次の様に述べている.「アディアリ (刈分小作) で耕作していたり，既に (穀物商人から前渡しを受け取って) 契約をしてしまったりしていない農民は，商人と市場で競い合う力を持ちます. ……頭百姓はその時までに彼らの地租 (revenue. しかし，明らかに，地代の間違い) を払ってしまっており，勿論，(米の) 価格を決定する手段を持っています.」[29]この様な状況は北部ベンガルのみならず，ブルドワン県でも観察されている.「貧しい農民は，刈り入れのずっと前に (穀物商人から) 前渡しを受け取ります. ……現在田にある穀物の殆ど半分は，このようにして，既に契約済みです.」しかし，「もっと裕福な農民は一般的に彼らの穀物を売却する前に市場の動向を判断するまで，……刈り入れを遅らせます.」[30]こうして，貧しい農民は，地代支払いに迫られて，商人から前渡金を受け取って穀物を

収穫前に売却してしまったり，刈分小作料として剰余生産の大部分を富農に吸い取られてしまったのだが，より豊かな農民は自分の直営地の生産物や又小作人が小作料として払う穀物を退蔵し，市況を見て少しでも高値で売る事ができたのである．この様な農民の経済的階層性に由来する事情に加えて，ブキャナンの指摘する生態学的環境による農民の季節商業の兼業も，2毛作，2期作の比重が低く，単作地が耕地の大半を占めていたという当時の農法的限界を考えれば，決して例外的な事例ではなかったと思われる．やや長くなるが，本稿にとり非常に重要な論点を含むので，以下引用する．「米の投資の大部分は，それは当県の主要商業なのだが，ビャパリと呼ばれる人々によってなされる．彼らは，実の所，大抵は，固い粘性土を占有する農民である．彼らは家畜，家禽，そして，穀物を商う．自分の農場の作物を市場に運ぶのみならず，乾季には農場での仕事がないので，柔らかい土壌を占有する農民から大量に穀物を買い付け，最もよい価格をつける倉庫に持って行く．富農(rich farmer)は，前渡しを与え，市場が好転するまで穀物を蓄えておく事が出来る．」[31]

以上を要するに，農村市場，就中，米市場において，専門商人のみならず農民も又，地方商人として活動したが，その背景には，少なくとも2つの構造的な理由があった．第1に，当時の農民の間に見られた高度な階層性は，富農層の手に大きな剰余米の集積を促し，それが彼らに米市場における相対的な優位性を与えた．第2に，米単作地帯の農民は，一年の半分は農作業から解放されるので，その農業上の余暇を利用して農産物取引に参入するのは極めて自然な成り行きであった．これらの構造的背景が存在する以上，農民の米市場への参加は単なる特殊で例外的な事柄ではあり得ないのである．

IV　植民地支配初期ベンガルの商業的連関

本節では，まず，前節までの考察を踏まえながら18世紀後半ベンガル地方の貨幣と財の循環の基本構造のモデルを提示し，次いで，そこで触れ得ない若干の重要な論点を補う事にしたい．

（A）　貨幣・財の循環モデル

第2節で見た様に，農村部における最大の支出項目は農民による地代支払いであった．農民達は粗生産の3～4割をザミンダールに地代として払った．次いで，ザミンダールは地代収入の7～8割を地租（地税）として植民地政府に支払い，手元に残った2～3割によって自己の家産経済を維持した．従って，植民地政府は，ベンガルの農民粗生産のおよそ4分の1ほどを国庫収入として得たのである[32]．

ところで，ベンガル地方では[33]，農民は上記の高額地代を払うために，生産物の相当部分を換金せねばならない．逆に言えば，毎年各県に様々なルートを通って，少なくとも，それぞれの県の年間地租支払額に匹敵する貨幣が環流するメカニズムが確立していなくては，ベンガルにおける植民地経済はたちまち破綻してしまう事になろう．この貨幣環流の道筋を示す事が本小節の課題に他ならない．

農民が自己の産物を換金する方法は，最寄りの農村市場に持ち込んで現金で売るか，前渡金を受け取って，特定の商人にあらかじめ決められた方式で引き渡すかである．こうして，農民と直接に対面し彼らに貨幣を供給する役目を果たす商人は，しばしば，ビャパリと総称される．彼らの商業資金は，自己資金であったり，広域商人（卸問屋）から融通を受けた借入金だったりする．後者の場合には前渡金の仲立ちをしたり，市場から現金買いをする際の代理人，仲買人として機能して，広域商人の地方ネットワークの一環をなした．

ビャパリは先にも示唆したように，しばしば，農民でもあり，貧農層に対する生産，消費ローンの供給者でもあった．農民の中の有力な者は，自分の倉庫（Gola）に籾米の在庫を蓄え，地方の米市場への米の供給量をコントロールして，米価の吊り上げを図る事さえあった．他方，自立小農は，しばしば市場化可能な米の大半をビャパリに前渡金と引替えに売渡してしまい，市場で現金売りしうる部分は少なかった．まして，過小農は，乏しい粗生産の半分を地主に刈分地代として払ったので，自己の消費のために市場化でき

る部分は，一層少なかった．

こうして，広域商人が買付ける米の大半は，地方商人と富農を通じて集荷されており，広域商人が市場を通して零細な生産者から直接に買上げる量は比較的に少なかったであろう．広域商人は県からの輸出米の殆どを支配下に置いたとはいえ，彼ら自身が農村内部にまで融資と集荷のネットワークを張りめぐらし全ての自立小農や過小農を支配したとは考え難い．そのような機能を果たしたのは，地方商人や富農である．地方商人はしばしば農民でもあり，広域商人に完全に従属した存在ではない．こうして地方商人こそが農村小市場と外部市場をつなぐ接点を成していた．こうして，域内市場循環と外部市場循環はそれぞれ地方商人と広域商人という異なった担い手によって動かされており，農産物市場は一種の2重構造を形成していたのである．

内部循環を通じて集荷された農産物は，広域業者によって外部市場に供給され，そこで販売され貨幣に姿を変える．広域業者はこうして獲得した貨幣を農村市場に環流させて次期の買い付けを行う．

広域商人のこの貨幣循環における役割については，なお，言及すべき点がある．第一は，ザミンダールが県収税官事務所に払い込んだ地租の送金についてである．毎年県の粗生産額の4分の1にも及ぶ巨額の地租が徴収されたが，それは，総督府からの命令に応じてカルカッタの国庫，各地の商業駐在員，又，会社政府軍駐屯地等へ送金されたのである．この送金を初期に請け負ったのは，総督W. ヘースティングス（在職1772年～1785年）が1773年に設立した総合銀行（General Bank）であったが，それがロンドンの会社重役会等の反対で2年を経ずに廃止された後[34]，どの様に処理されていたのかは明らかでない．一部は現金の現送がなされたにしろ，全てをコストが掛かり危険の多い現送によったとは考え難い．少なくともラングプル県については，それがフンディ（Hundi：為替手形）でなされていた事が確認できる[35]．もしこれが，全面的に採用されていたなら，各県の広域商人は，県産物を外部市場で販売して得た代金を，それぞれの県に現送する代わりにカルカッタの国庫に払い込みフンディを得て，県収税官事務所から通貨を入手し

得た筈である．明らかに大幅に貨幣の現送の費用と危険を減少させるこの方法が，広く採用されていたのではないかと推測される[36]．

第2に，広域商人は，単に，県の産物を外部市場に流通させるだけでなく，県内では供給されない商品（塩，鉄，原綿，都市の各種製造品など）を外部市場から持込み売り捌いた．これは，積下荷，積送荷として有効に河川交通を利用する事でもあった．このような商品の売却代金は当然彼らによって県内における買付資金の一部として利用されたであろう．彼らの，こうした行動は，結果として，農村と都市の貨幣循環システムに短絡回路を提供し，システムを維持し，効率化する事に貢献したのである．

地金銀の輸入が止まり，貨幣不足が深刻化していた18世紀後半ベンガルの通貨状況では，貨幣循環の効率化，貨幣回転速度の向上をもたらすこの様な仕組みは植民地政府の支持を得た事と思われる．

最後に，当時の農民経済の基本的性格を市場関係の視角からまとめておこう．第2節で見たように，各農民家族は自家消費を満たすために非常に多様な作物を住居の回りの畑地で作っていた．そして，各地域には，通常の農民家族には生産する事の出来ない必需品を生産する各種職人が住んでおり，そうした需要を満たした．かくて，ベンガル農村経済は高度に自給的であり，貨幣で購わなくてはならない品物はごく限定されていた．しかし，これは各村が「小宇宙」を成していたと主張するのではない．否，農村社会内部では村の境界を越えて活発な商品の交換が県内に広く分布する多数の農村小市場地や農村小商人などを通して行われていた．しかし，この様な交換を通して行き交う商品は大半は域内で生産された産物であり，この事は，農民の経済的必要はほぼそれぞれの「生存経済圏」内で満たされていた事を意味する．実際，第2節で見た様に，住民の大半は比較的高価な外部市場からの移入品を購入出来るほどの購買力は持ち得なかった．こうした事情が，農村市場に閉鎖性を与え，先述した農村市場の2重性を維持させたのである．

(B) 農民，商人，ザミンダール，国家権力

永久地租査定以後の植民地ベンガルの農村社会の状況を象徴する一つの現象を取り上げたい．18世紀末，有力なザミンダール達が会社政府に訴状を出し，農民からの地代徴収の困難に直面していると訴えた．これは，収穫前の穀物を農民が穀物商人に売り渡してしまい，その売上代金とともに地代を滞納したまま逃亡してしまう事態が頻発した事による．この売買で青田の穀物を得た商人は私的契約を盾に収穫期になると田から穀物を持ち去り，ザミンダールはそれに対して打つ手がないというのである．時の政府はこの訴えを重く見，J. H. ハリントンに調査を命じ，その報告に基づき1799年条例7号を制定した．この法律によって，ザミンダールは地代が払われるまで，彼の地所内の田畑に成育中の作物に対する最優先の権利を与えられた．こうして，穀物商人は農民に前渡金を与えるとき，予めザミンダールの許可を得て，ザミンダールのもっている穀物に対する第一抵当権（'hypothic'）を解除してもらう必要が生じた．ザミンダールはこの許可を与える代償として，穀物商人が，前渡金を農民にでなくザミンダールに，農民の地代として払い込む事を要求した．そして，この条件が満たされれば，商人が農民の穀物を確保するために監視人（Mohsil）を送り込む事を許した．この法律が定着普及する事によって，前渡金契約を交わした農民は，彼の作物のかなりの部分が市場化されるにも関わらず，その代価を手にする事が出来ないという事態になった．

こうして，ザミンダールは植民地権力の支援を受けて農民に対して優位に立ったが，その地所経営に際しては商人の財政的な援助を仰ぐという構図が成立した．この強力な「権力の三角形」のもとで，前渡金を受け取った農民，就中，貧農は，自己の作物の売上金が自分の手を経る事なく商人からザミンダールに地代として渡されるという「疎外された市場」に直面する事になった．この様な状況がある限り，農産物市場の進展が必ずしも農民経済の活性化につながらないという新たな「負の構造」が出現したのである．

結びに代えて

本稿では，18世紀後半ベンガルにおける農村市場と財・貨幣の循環に関する様々な問題を素描した．それぞれの論点のまとめは各節の中でなされているので，本稿から浮かび上がる状況をもう少し広い歴史的文脈の中に置く事を試みて，結びとしたい．

本稿の作業から見えてきた状況は，かつて，民族主義者 R. C. ダッタが指摘した「内部の流出」(Internal Drain)[37]を髣髴とさせるものである．農村経済は，常に，輸出超過状態におかれ，その剰余が様々な手管で，植民地支配の協力者や植民地都市に集中し，その一部が宗主国に流出していく．そして，この仕組を作動させるために，高率地代，高率地租を梃子にして農民大衆が購買力を持ち得ない状況が創り出され，維持されたのである．しかしながら，ザミンダールの農民搾取を基礎に据えるこの構造は，英国植民地支配が創造したものではなく，遅くともムガル期ベンガルには既に存在していた．英国植民地支配者は，その利益に適合したこの構造を受け継ぎ，改造したのである．農村社会内部からこの体制を打破する「変化の媒体」(change agent) が出てくるとすれば，それは何よりもまず，本稿で取り上げた富農兼農村商人の中に見いだされるであろう．

略語表

BDR-Dinajpur	: Bengal District Records-Dinajpur, 2 Vols.
BR	: Proceedings of the Board of Revenue.
BR-Customs	: Proceedings of the Board of Revenue-Customs.
BR-Po	: Proceedings of the Board of Revenue-Police.
BR-Po-Cir	: Board of Revenue-Police-Circular.
BR-Sayer	: Proceedings of the Board of Revenue-Sayer.
CC-Rangpur	: Proceedings of the Committee of Circuit at Rangpur.
CCRM	: Proceedings of the Comptrolling Council of Revenue at Murshidabad.

PCR-Burdwan : Proceedings of the Provincial Council of Revenue at Burdwan.

NAB : Dinajpur Records : District Collectorate Records, Dinajpur Records, National Archives, Dhaka, Bangladesh.

注

1) Rajat Datta, 'Merchants and Peasants : A study of the structure of local trade in grain in late eighteenth century Bengal,' in S. Subramanyam (ed.) *Merchants, Markets and the State in Early Modern India*, Delhi, 1990.

2) 谷口晋吉「19世紀初頭北ベンガルの流通と手工業」『一橋論叢』98巻6号 1987；同「18世紀後半北部ベンガルの農業社会構造（3)」『一橋大学研究年報 経済学研究』35号　1994.

3) ただし，この過程は非常に複雑で，地域差も大きく，今日なお不明な点が多い．

4) この過程の詳細は省略する．関心のある読者は，次の拙稿をご参照願えれば幸いである．S. Taniguchi, 'The Permanent Settlement in Bengal and the Break-up of the Zamindari of Dinajpur,' *The Calcutta Historical Journal*, III-1, 1978.

5) 本節の細部の検討は前掲拙稿「構造（3)」に委ねる．

6) 以下本節の記述で特に注記がない場合は，前掲拙稿「構造（3)」に依拠している．

7) ここで概念化された富農は，R. ライ（Ratnalekha Ray）が概念化したジョトダール（Jotedar）と非常に近いが，しかし，必ずしも，農村社会を政治的に支配するドミナントな存在である必要はない．

8) *BR-Po-Cir*, Vol. 3, p. 652 (A letter from S. Bayard dated 15th January 1793).

9) *BR-Sayer*, 24th September 1790 ; F. Buchanan, *Account of the District or Zila of Ronggopur*, IOR-MSS Eur D74. (Hereafter *Ronggopur*)

10) *BR-Sayer*, 16th June 1790 ; Do. 15th June 1791. *Eastern India*, Vol. 2, pp. 622-85 & Appendix O to Book III.

11) *PCR-Burdwan*, 16th June 1774, Appendix No. 15 ; *BR-Po-Cir*, 15th January 1793 (Beerbhum).

12) *BR-Po-Cir*, 15th January 1793 (Beerbhum) ; *BR-Sayer*, 5th July 1790 (A letter from C. Keating dated 16th June 1790).

13) *PCR-Burdwan*, 6th June 1774, Appendix No. 16 ; *BR-Sayer*, 23rd August 1790.

14) *BR-Sayer*, 24th September 1791, Appendix No. 3.

15) *Eastern India*, Vol. 2, pp. 1004-5.

16) 前掲 Rajat Datta 論文

17) *Eastern India*, Vol. 2, pp. 1004 & 1007.

18) *BR-Sayer*, 29th July 1791 ; Do., 20th July 1791.

19) *BR-Po-Cir*, Vol. 3, p. 652 (A letter from S. Bayard dated 15th January 1793).

20) *Do.*, p. 680 (A letter from S. Bayard dated 7th June 1793).

21) *BDR-Dinajpur*, Vol. 1, 27th December 1788, No. 294.

22) *Revenue Department*, 6th August 1788, Nos. 27 & 28 ; *NAB : Dinajpur* Records, Vol. 334, 12th February 1788 ; BDR-*Dinajpur*, Vol. 1, 27th December 1788, No. 294.

23) *Eastern India*, Vol. 2, pp. 1004-5.

24) *BR-Po-Cir*, Vol. 3, p. 653 (A letter dated 15th January 1793).

25) *PCR-Burdwan*, 27th June 1774.

26) *PCR-Burdwan*, 28th July 1774.

27) *Do.*, 18th July 1774. Rajat Datta もこの事例を引用している．'Merchants and Peasants : A study of the structure of local trade in grain in late eighteenth century Bengal,' in S. Subrahmanyam (ed.) *Merchants, Markets and the State in Early Modern India*, Delhi, 1990, p. 155.

28) *Bengal Revenue Consultations*, 5th April 1799, No. 5.

29) *Revenue Department-Grain*, 31st October 1794, No. 29.

30) *Revenue Department-Grain*, 31st October 1794, No. 2.

31) *Eastern India*, Vol. 2, pp. 1004-5.

32) こうして得た巨額の地租収入は，(1) 植民地政府のベンガル管区の行政費のみならず，(2) ベンガル管区以外の英領インド（マドラス管区とボンベイ管区）の行政費，(3) 従来，会社政府が地金銀を輸入して充当していたベンガル産品の購入代金（公的投資と呼ばれる），(4) 英国東インド会社の対中国貿易赤字の決済，などに当てられる事になった．会社政府の支出中，(1) と (3) は，ベンガル地方内部で支出されるが，(2)，(4) は，ベンガル地方から流れ出す一方的な漏出となる．最新の研究は，D. B. Mitra, *Monetary System in the Bengal Presidency*, Calcutta, 1991.

33) ベンガル地方の農政史の1つの特質は，貨幣地代が遅くとも18世紀中頃までには確立していた事にある．隣のビハール州では，18世紀末に至ってもなお一部では現物地代，現物地租が行われており，農民の納入した現物を換金するのは政府の役目となっていた．従って，地方によって，この循環メカニズムにはかなり大きな違いがある事を断っておきたい．

34) D. B. Mitra の前掲書に詳しい．

35) *Revenue Department*, 6th August 1788, No. 31.

36) Mint Committee や Board of Trade の審議録を調査すれば確認できよう．

37) R. C. Dutt, *The economic history of India*, Vol. 1, 2nd ed., 1906, pp. 85-6.

（一橋大学教授）